

第128号

発行所 富士見市商工会
 富士見市羽沢3-23-15
 電話 049(251)7801
 発行者 関野 兼太郎
 URL <http://www.syokokai.or.jp/syokokai/fujimi/index.html>
 e-mail hujimi@syokokai.jp

富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

— 主な掲載記事 —

- 第62回通常総代会を開催
- 令和4年度事業計画の概要
- 経営革新計画承認制度のご案内
- マル経融資制度のご案内
- 労働保険加入手続きのご案内
- 事務局人事のお知らせ
- 商工会費口座振替のお知らせ

◆ 地域経済に活力を ◆

第62回通常総代会を開催



総代会で挨拶する関野会長

去る5月18日(水)、キラリ☆ふじみマルチホールに於きまして第62回通常総代会が、星野市長をはじめ多くのご来賓にご出席いただき盛大に開催されました。

本総代会には、総代定数120名の内、85名(本人出席44名、有効委任状41名)の出席があり、理事の萩原喜八郎議長のもと、下記の5議案が上程され、全議案が原案のとおり承認可決されました。

関野会長は冒頭の挨拶で、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが見えない厳しい経済環境下にあると思われませんが、地域経済の回復を図るため国・県・市並びに諸関係機関と連携し、経営支援事業、地域振興事業等を積極的に展開してまいりますと挨拶されました。

また、令和4年3月31日をもって退職した前事務局長の野口実氏に対し、関野会長より感謝状と記念品が贈られました。



退職した野口氏に感謝状贈呈

～上程された議案は次の通りです～

- 第1号議案 令和3年度事業報告書並びに収支決算書承認の件
○監査報告
- 第2号議案 令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)承認の件
- 第3号議案 令和3年度富士見市内共通プレミアム付き商品券発行事業
特別会計収支決算報告書承認の件
- 第4号議案 借入金最高限度額(案)承認の件
- 第5号議案 特別会計承認の件
 1. 商工会青年部特別会計
 2. 商工会女性部特別会計

◆令和4年度事業計画の概要◆

【基本方針】

令和4年度の我が国の経済は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域を担う中小・小規模事業者は大幅な売り上げの減少、廃業・倒産の危機に瀕するなど、自らの努力では克服しえなく先行きが見えない非常に厳しい経営環境下にあると思われまます。未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済を再生するためには、地域経済の根幹である市内商工業の皆様方への支援と経営の向上を図るため、金融・労務・税務の相談はもとより、イベント関係などの地域振興事業や、国・県・市並びに諸関係機関と緊密な連携を保ち、緊急の経営相談窓口を常設するとともに、不況対策事業、富士見市経営創業相談事業、新型コロナウイルス感染症支援策に関する相談業務、小規模事業者経営基盤強化事業、中小企業経営力向上事業、経営改善普及事業等、市内商工業者の活性化を図るための諸事業を積極的に展開してまいります。

事業計画の内容は以下のとおりです。

<p>I 経営改善普及事業について（指定事業） 経営、税務、金融、労務、経営革新等の講演会、講習会、研究会を開催するとともに、緊急経営相談所（新型コロナウイルス感染症関連含む）の常設</p> <p>1) 経営支援対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営に関する講演会の開催 2. 経営に関する個別診断の実施 3. その他経営に関する事業の実施 <p>2) 金融対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営改善資金審査会の運営に関する事業 2. 中小企業金融セーフティネット対策事業の推進 3. 商工貯蓄共済融資制度利用促進に関する事業 4. 金融情報誌発行（金融パンフレットの作成と配布）に関する事業 5. 日本政策金融公庫利用促進に関する事業 6. 県制度融資利用促進に関する事業 7. 市小口融資利用促進に関する事業 8. その他金融に関する事業の実施 <p>3) 労務対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働保険事務組合の運営に関する事業 2. 富士見市建設一人親方組合の運営に関する事業 3. 地域内事業所の事業主、従業員を対象とした一般健康診断の実施 4. 創業に関する事業の実施 <p>4) 経営革新等支援対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域連携による地域連携型事業の実施 2. 埼玉県中小企業経営力向上事業の実施 3. 経営革新等支援機関（認定支援機関）としての指導・助言 4. 創業に関する事業の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 5) 経営発達支援事業の推進 6) 事業継続力強化支援計画（BCP）の推進 7) 小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の申請に関する相談・指導 <p>II 一般事業</p> <p>1) 総合振興対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 富士見市市制施行50周年記念事業への協力 2. 第39回市民ゴルフ大会の開催 3. 市内事業所への訪問活動の実施 4. 市民スポーツ振興基金の運用及び事業の推進 5. 富士見ふるさと祭り開催への協力 6. 特産品（縄文海進・梅酒）の製造、販売に関する事業協力 7. 運転免許特定任意講習会の開催（鴻巣の自動車運転免許更新時講習の免除講習） 8. 新年賀詞交歓会の開催 9. 成田山初詣の実施 10. 商業活性化事業の実施 11. 農商工連携事業の実施 12. まちバル☆ふじみの実施 13. 地域産業振興事業の実施（商連との共催） 14. 珠算検定試験の実施（年4回）及びそばん大会の開催 15. パパ・ママ応援ショップ事業への協力（県・市） 16. 子育て応援宣言企業の登録への協力（県） 17. 外郭団体の事務受託に関する事業（公社）川越法人会富士見地区会・富士見市商店会連合会・（一社）川越地区労働基準協会入間東部分区3団体の事務受託 18. 商工会情報誌（会報）の発行に関する事業
---	---

- | | |
|---|---|
| <p>19. GS1事業所コード申請及び更新に関する指導</p> <p>20. DX事業の推進</p> <p>21. 法律相談所の運営に関する事業</p> <p>22. 販売士資格更新の実施に関する事業</p> <p>23. 商工貯蓄共済事業の推進</p> <p>24. 火災共済事業の推進</p> <p>25. 生命傷害共済事業の推進</p> <p>26. 小規模企業共済制度の周知徹底と加入の推進を図る</p> <p>27. 中小企業倒産防止共済制度の周知徹底と加入の推進を図る</p> <p>28. 全国商工会経営者年金制度の推進</p> <p>29. 自動車保険の集団取扱い事業の推進</p> <p>30. 容器包装リサイクル法に関する事業の推進</p> <p>31. 商工会のビジネス総合保険・業務災害保険の推進</p> <p>32. 商工会カードの普及に関する事業</p> <p>33. 富士見市社会福祉協議会が発行する（うさみん）商品券への事業協力</p> <p>2) 福利厚生対策</p> <p>1. 会員向け福利厚生事業の実施</p> <p>2. 各種団体との事業協力に関する事業</p> <p>3) 雇用対策</p> <p>1. 求人活動に関する事業</p> <p>2. 職業安定所との連携強化</p> <p>3. 川越地区雇用対策協議会並びに雇用協議会への協力</p> <p>4) 部会事業について</p> <p>1. 商業部会</p> <p>①講演会の開催</p> <p>②県外視察研修会の開催</p> <p>③ボウリング大会の開催</p> <p>④商店会連合会との連携による共同事業の開催</p> <p>⑤商業活性化事業の推進</p> <p>⑥農商工連携事業の推進</p> <p>⑦まちバル☆ふじみの推進</p> <p>⑧地域産業振興事業への協力</p> <p>⑨国、埼玉県及び富士見市が実施する商店街活性化事業への協力</p> <p>⑩富士見市観光アプリ「ココシル☆ふじみ」への協力</p> <p>⑪その他商業活性化に関する事業</p> <p>2. 工業部会</p> <p>①県外視察研修会の開催</p> <p>②先進地視察研修会の開催</p> <p>③富士見ふるさと祭りへの協力</p> <p>④部会員企業訪問の実施</p> <p>⑤異業種交流会の開催</p> <p>⑥部会ホームページの運営</p> | <p>⑦IT・DX事業の推進</p> <p>⑧講演会の開催</p> <p>⑨労働基準ニュースの発送</p> <p>⑩各種検定試験に関する資料の配付及び指導</p> <p>⑪顧問弁理士による特許、実用新案等の相談指導</p> <p>3. 建設業部会</p> <p>①県外視察研修会の開催</p> <p>②建設業関連視察研修会の開催</p> <p>③講演会の開催</p> <p>④ボウリング大会の開催</p> <p>⑤住宅関連相談会の開催</p> <p>⑥会員名簿の作成</p> <p>⑦建設業者の登録業務及び許認可申請に関する相談所の設置</p> <p>⑧労働基準ニュースの発送</p> <p>⑨各種資格試験に関する情報の提供及び指導</p> <p>4. 税務対策事業（青色申告部会）</p> <p>①記帳指導・記帳ソフト「ブルーリターンA」の指導（通年）</p> <p>②源泉税納付指導会・年末調整指導会の開催</p> <p>③決算指導会の開催</p> <p>④確定申告（所得税・消費税）指導会の開催</p> <p>⑤講習会・懇談会の開催</p> <p>⑥広報誌「ブルーリターン」の配布</p> <p>⑦記帳指導・青色相談コーナーへの協力</p> <p>⑧視察研修会の開催</p> <p>⑨富士見ふるさと祭りへの協力</p> <p>⑩親睦事業の開催</p> <p>⑪川越税務署、川越税務署管内青色申告会連合会の行う各種事業・会議への協力</p> <p>⑫その他税務行政への協力</p> <p>⑬女性向け親睦事業等の開催</p> <p>5. 青年部事業</p> <p>1. 総合事業</p> <p>①富士見ふるさと祭りへの協力</p> <p>②献血事業の実施</p> <p>③清掃事業の実施</p> <p>④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付</p> <p>⑤新部員の加入勧奨</p> <p>⑥社会福祉事業の実施</p> <p>⑦近隣3市1町青年部親睦事業への参加</p> <p>⑧花火事業の実施</p> <p>⑨青年部ホームページの運用</p> <p>⑩富士見市制50周年事業への協力</p> <p>2. 研修事業</p> <p>①青年経営者としての知識の向上を図るため、講習会、講演会を開催する。</p> <p>②出席率の向上と内容の充実を図る。</p> |
|---|---|

<p>③県外視察研修会の開催</p> <p>3. ビジョン委員会</p> <p>①部員親睦会の開催</p> <p>②新年会の開催</p> <p>4. クラブ事業</p> <p>①各種スポーツ事業の運営及び開催</p> <p>5. 広報事業</p> <p>①毎月月初に広報紙月刊「いみじふ」を発行し、青年部活動並びに部員の近況を掲載して、部員及び関係諸団体に配布し、青年部活動の理解を深める。「いみじふ」を家族、OBにも読んでもらうため新企画を取り入れる。</p> <p>②インターネット配信・共有化への取組み</p> <p>6. 県連及び第2ブロック事業</p> <p>埼玉県青年部連合会、第2ブロック青年部連絡協議会が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の青年部との交流を深め当部会の活動を促進する。</p> <p>6. 女性部事業</p> <p>1. 研修会事業</p> <p>①講演会、研修会及び講習会の開催</p> <p>②寄せ植え講習会の開催</p> <p>③お料理講習会の開催</p>	<p>④女性部・青年部合同講演会の開催</p> <p>2. 親睦事業</p> <p>①県外視察研修会の開催</p> <p>②新年会の開催</p> <p>③観劇会の開催</p> <p>3. 福祉事業</p> <p>①清掃事業(クリーン埼玉県民運動)の実施</p> <p>②献血事業の実施</p> <p>③彩の国ロードサポート活動の実施</p> <p>④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付</p> <p>⑤社会福祉協議会等への協力活動の実施</p> <p>4. スポーツ振興事業</p> <p>①グランドゴルフ大会の開催</p> <p>5. 県連及び第2ブロック事業</p> <p>埼玉県女性部連合会、第2ブロック女性部が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の女性部との交流を深め当部会の活動を促進する。</p> <p>6. その他の事業</p> <p>①富士見ふるさと祭りへの参加協力</p> <p>②親会より委嘱を受けた委員会等に積極的に参加し協力をする。</p> <p>③親会及び青年部等との交流を深め、当部会の組織の充実に努める。</p>
--	--

経営革新計画承認制度のご案内



経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。

承認を受けるためには**①これから開始する新たな取り組みがあり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要**です。

承認を受けることで、有利な融資や補助金への道が開かれるなど、多くのメリットがあります。対象は創業後1年以上経過している中小企業、個人事業主の方。当会では毎年承認を受けるための支援を無料で実施しています。皆さんも経営革新に取り組んでみませんか。

「県ホームページ参照」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a38.html>

経営革新計画承認制度

埼玉県は、挑戦する企業を応援します！

マル経融資制度のご案内

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

【ご利用いただける方】

- 常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、商工会地区内で事業を行っている方
- 商工会の経営指導員による経営指導を6か月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 税金（所得税、法人税、事業税、都道府県民税等）を完納している方
- ㈱日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- 貸付限度額 2,000万円
※融資限度額2,000万円の取扱いは令和5年3月31日の㈱日本政策金融公庫受付分までとなります。
※ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。
- 返済期間 運転資金7年以内（据置期間 1年以内）
設備資金10年以内（据置期間 2年以内）
※上記条件での返済期間の取扱いは令和5年3月31日の㈱日本政策金融公庫受付分までとなります。
- 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要です）
※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

労働保険の加入手続きは 労働保険事務組合におまかせください!!

☆労働保険事務組合とは

- ・ 事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

☆事務組合に委託した場合のメリット

- ・ 労働保険に関する各種書類の作成や手続きの手間が省けます。
- ・ 労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
- ・ 概算保険料の多少に関係なく、年3回に分けて納付ができます。
- ・ 労働保険料の納付には、コンピューターシステムによる自動振替が利用できます。
※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

もう始まっています！ インボイス制度

☆適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

☆登録申請手続きは、e-TAXをご利用ください！

- 個人事業主の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
- ※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

☆インボイス制度について詳しく知りたい方！

軽減・インボイス 電話番号 0120-205-553 (無料)

コールセンター 受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

※国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」でもご案内しております

人事のお知らせ

永年に亘り商工会にご尽力いただきました事務局長の野口実が3月31日をもって退職いたしました。会員の皆様には、大変お世話になりました。

後任には事務局次長の出谷吉章が就任いたしましたので今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をお願いいたします。

なお令和4年4月1日より新入職員として、小林涼（こばやしりょう）が入職しました。今後、会員皆様の事業所にお伺いする機会があるとおもいますがご指導ご鞭撻をお願いいたします。



(小林 涼)

◇◇◇ 商工会費口座振替のお知らせ ◇◇◇

令和4年度上期分商工会費口座振替の日程は次の通りです。

ご指定の金融機関口座よりお引き落としさせていただきますので、よろしく申し上げます。

【引き落とし日】 令和4年7月28日（木）

※口座振替でない方には請求書を送付します。

— 会員増強にご協力をおねがいします —

◎お知り合いの方でまだ商工会に加入していない事業所がありましたらご紹介ください。
職員がすぐにお伺いします。

青年部員、女性部員も募集中ですのでよろしくお願い致します！